

国民年金保険料免除・猶予の申請について

国民年金保険料を納めていない状態で、万一死亡や障がいといった不慮の事態が発生すると、年金を受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、本人の申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」があります。令和元年度分（令和元年7月分から令和2年6月分まで）の免除などの申請受付は、7月1日から開始されます。また、申請は申請時点の2年1か月前の月分まで遡って申請することができます。（納付済の場合は申請できません）

保険料の納付が困難な場合にはそのままにするのではなく、免除・猶予制度をご申請ください。

申請は、役場住民課、岐阜南年金事務所で受付しています。

○申請時に必要なもの

- ・マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの
- ・雇用保険被保険者離職票（お持ちの場合のみ）
- ・印鑑（朱肉を使用するもの） など

【申請・問合先】住民課 ☎388-1115／岐阜南年金事務所 ☎273-6161



消防署

小規模飲食店における 消火器の設置義務化

羽島郡広域連合消防本部
☎388-1195

皆さんは平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生した大規模な火災を覚えているでしょうか。糸魚川市駅北大火といわれるこの火災では147棟を含む約40,000㎡が焼損し、363世帯に避難勧告が出されました。多くの被害を与えたこの火災は、中華料理店の店主が少し目を離れた間に、消し忘れたこんろが原因で発生しました。

この火災により消防法が改正され、令和元年10月1日から、建物の規模や構造などに関わらず火気を使用する全ての飲食店に消火器の設置が義務化されますので飲食店を営む方はご注意ください。

設置する消火器は業務用消火器と記載されたものとし、標識を見やすい位置に設置してください。また法定点検を6カ月ごとに実施し、1年に1回消防署長に報告する必要があります。点検・報告に必要な様式は、消防庁または日本消防設備安全センターのホームページからダウンロードすることができます。今回の点検に特別な資格は必要なく、ご自身で点検することもできます。

火気を使用する全ての飲食店に消火器の設置が必要ですが、以下の装置がついていれば、消火器の設置は不要となります。

- 1.調理油過熱防止装置
- 2.自動消火装置（火災を感知し消火薬剤で自動消火するもの）
- 3.その他の危険な状態の発生の防止や発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置（例：圧力感知安全装置）

こんろからの火災は急激に延焼拡大する場合が多く、油火災に対しては水による消火は危険であり、消火器による初期消火が必要です。また、こんろ周りに燃えやすいものが置いてあると、火が燃え移る可能性が高くなりとても危険です。常に整理し定期的な清掃を心がけましょう。

自らのお店は自らで守るという防火意識を持って、今一度こんろ周りや火気を使用する周辺を確認してください。消火器を設置していれば良かったと思うことがないように、火災対策に積極的に取り組み安全な街をつくっていきましょう。